

児童手当制度が令和6年10月分から改正(拡充)されます

令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、10月分（12月振込分）の手当から、児童手当の制度内容が改正（拡充）されます。

《制度改正内容》

- ①支給対象児童の年齢を「中学校修了（15歳到達後の最初の年度末）まで」から「高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで」に延長
- ②所得制限、所得上限を撤廃
- ③第3子以降の手当額を月15,000円から月30,000円に増額
- ④第3子の算定に含める者を「高校生年代までの児童」から「児童手当受給者に経済的な負担がある22歳到達後の最初の年度末までの子」に延長
- ⑤支給回数を年3回から年6回に増加

▼制度内容の比較

主 な 変 更	改正（拡充）前 〈令和6年9月分まで〉	改正（拡充）後 〈令和6年10月分以降〉
支 給 対 象	中学校修了までの児童	高校生年代までの児童
所 得 制 限	所得制限あり	所得制限なし
手 当 月 額	○3歳未満一律……………15,000円 ○3歳～小学校修了まで - 第1子・第2子……………10,000円 - 第3子以降……………15,000円 ○中学生 一律……………10,000円 ○特例給付※ 一律……………5,000円 ※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の受給者。所得上限限度額を超える受給者については、支給対象外。	○3歳未満 - 第1子・第2子……………15,000円 - 第3子以降……………30,000円 ○3歳～高校生年代 - 第1子・第2子……………10,000円 - 第3子以降……………30,000円
第 3 子 の 算 定	高校生年代までの児童を含める	児童手当受給者に経済的な負担がある22歳到達後の最初の年度末までの子を含める。
支 給 月	年3回（2月、6月、10月） 各前月までの4カ月分を支給	年6回（偶数月） 各前月までの2カ月分を支給



《申請手続きについて》

申請が必要な方と不要な方がいます。申請手続きが必要と思われる方には、9月上旬にご案内を送付済です。公務員の方は職場にお問い合わせ・手続きをしてください。

手続きが必要か、該当になるのかどうか等、不明な点がございましたら、町民課へお問い合わせください。町ホームページに詳しく掲載していますので、ご覧になってください。

【お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）

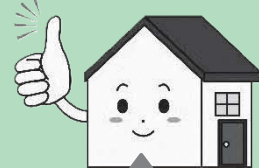
（有料広告）

株式会社 光設備サービス

長万部町高砂町411-345 TEL 2-3937

給湯機器ボイラー・冷暖房用エアコン取付・水洗トイレ・ウォシュレット取付・洗面化粧台取替・ユニットバス取付・FFストーブ等の各設備、設計施工を承ります！

お支払いに便利な各種カードをご利用下さい
AirPAY 導入により Visa/Mastercard/JCB/American Express/
交通系電子マネー利用可能です



お気軽に
ご相談下さい